

川薩圏域CKD予防ネットワークモデルについて

平成 27 年 1 月 27 日

川薩圏域慢性腎臓病（CKD）検討会

1 CKD予防ネットワークモデル作成の目的

慢性腎臓病（CKD）の重症化を予防するためには、健診等で腎臓の異常等が発見された患者を、かかりつけ医と腎臓等に関する専門医が連携して診療すること（以下「病診連携」という。）が重要であることから、川薩圏域で統一的な病診連携の運用が図られるよう、病診連携を運用していくための枠組み（以下「CKD予防ネットワーク」という。）のモデルを作成する。

2 CKD予防ネットワークモデルにおける用語の定義

(1) CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）

特定健診等に携わっている全ての医師のうち、CKD予防ネットワークの趣旨に賛同し、市町の登録を受けた医師を「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」とする。

(2) 腎臓診療医

日本腎臓学会の認定する腎臓専門医、または、日本透析医学会の認定する透析専門医及び、それに準ずる腎疾患を診療している医師（以下「専門医等」という。）のうち、CKD予防ネットワークの趣旨に賛同し、県、市町村、医師会等が開催するCKDに関する専門的なセミナー（以下、「腎臓診療医専門セミナー」という。）を受講し、市町の登録を受けた医師とする。

3 CKD予防ネットワークモデルの内容

(1) CKD予防ネットワークの流れについて

本ネットワークにおいては、原則として、市町等から受診勧奨を受けた患者が、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」を受診し、当該登録医から、腎臓診療医に紹介し、連携して診療を行うこととする。

① 市町等の受診勧奨

健診実施主体である市町等は、特定健診等の結果により、腎機能が別添1の「紹介基準」に該当する患者に対して「紹介シート（様式1）」を配布し、かかりつけ医を受診するよう勧奨する。その際に、受診の参考となるよう「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」の一覧を提示する。

② CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）の診療

「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」は、患者に対して必要な検査を行い、腎機能が別添1の「紹介基準」に該当する患者を「紹介シート（様式1）」により「腎臓診療医」に紹介する。

③ 腎臓診療医の診療

○ 「腎臓診療医」は、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」等から紹介のあった患者に対して、必要な検査や腎機能の評価等を行い、今後の治療方針等を「返信シート（様式2）」等により「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」等へ返信する。

○ 「腎臓診療医」は、別添3の「腎生検施設への紹介基準」に該当する患者について、腎生検を考慮し、必要に応じて腎生検施設へ紹介する。

○ 「腎臓診療医」は、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」等を経由せずに、「腎臓診療医」を直接受診した患者に対して、必要に応じて、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」の一覧を提示しかかりつけ医を持つことを推奨する。

④ CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）と腎臓診療医の連携

○ 「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」は、「腎臓診療医」の治療方針等に基づき患者の治療を行うとともに、腎機能に応じて、定期的に患者を「紹介シート（様式1）」により「腎臓診療医」に再紹介するなど、「腎臓診療医」と連携して診療を行う。

- 「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」は、急性増悪など、別添2の「再紹介基準」に該当する患者を「紹介シート（様式1）」により随時「腎臓診療医」へ再紹介する。

⑤ 市町への報告

- 「腎臓診療医」は、CKD予防ネットワークにおける患者の受診状況を、「経過報告書（様式3）」により、毎月市町へ報告する。

(2) 登録手続等について

① CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）の登録手続等

- 医師は、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」として市町村の登録を受ける場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録承諾書（様式4）」を市町に提出する。
- 市町は、医師を「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」として登録した場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録証（様式5）」を交付する。
- 「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」は、登録内容に変更があった場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）変更届（様式6）」を市町に提出する。
- 登録に際して有効期間は定めないものとする。
- 「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」は、県、市町、医師会等が開催するCKDに関する研修会や説明会に参加するよう努める。
- 「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）」は、登録を辞退する場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）辞退届（様式7）」を市町に提出するとともに、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録証（様式5）」を返却する。

② 腎臓診療医の登録手続等

- 専門医等は、「腎臓診療医」として市町の登録を受ける場合には、「腎臓診療医専門セミナー」を受講するとともに、「腎臓診療医登録承諾書(様式8)」を市町に提出する。
- 市町は、「腎臓診療医専門セミナー」を受講した専門医等に対し、「受講修了証(様式9)」を交付するとともに、「腎臓診療医」として登録する。
- 「腎臓診療医」は、登録内容に変更があった場合には、「腎臓診療医変更届(様式10)」を市町に提出する。
- 「腎臓診療医」は、2年に1度「腎臓診療医専門セミナー」を受講するものとする。
- 「腎臓診療医」は、登録を辞退する場合には、「腎臓診療医辞退届(様式11)」を市町に提出する。

4 CKD予防ネットワークモデルの活用

- (1) 県(川薩保健所)は、CKD予防ネットワークモデルの活用が図られるよう、健診実施主体である市町等に対して普及啓発を行う。
- (2) CKD予防ネットワークモデルの活用にあたり、県(川薩保健所)、市町等は、県・地域の医師会の理解・協力を得た上で活用を進める。